

博士課程を経ない者の学位申請の資格要件に関する取扱い内規

(平成25年10月 9日 医学研究科教授会制定)

改正 平成27年 4月 1日医学研究科教授会

(目的)

1. この内規は、神戸大学学位規程医学研究科細則（平成20年3月31日制定）（以下「細則」という。）第4条に規定する博士課程を経ない者の学位申請の資格要件に係る取扱いについて定めるものとする。

(学位)

2. 学位は、本学において行われた研究に対して与えられるものとする。

ただし、本学と密接な関係を持つ研究機関等で行われた研究については、研究科長は、医学研究科教授会において学位を与えるべきか否かの審議を行なわせるものとする。

(身分)

3. 学位を申請しようとする者は、原則として、医学研究科医科学専攻、医学部医学科又は医学研究科附属教育研究施設（以下「本専攻」という。）において、教員、医員、技術職員（専任に限る）又は研究生（以下「教員等」という。）としての身分を2年以上有しており、かつ、申請時に教員等である者とする。

ただし、申請しようとする学位論文が、他大学等における研究と本学における研究とに関連があり、かつ、他大学等における業績も掌握してその旨報告書に明記され、なお本学において継続して完成させたものである場合に限り、医科学専攻教務学生委員会が適当と認めた場合には、本専攻における教員等としての研究歴が短期間であっても学位を申請することができる。

4. 「学内措置による神戸大学と民間機関等との連携による大学院教育を実施しようとする場合の取扱いについて（平成12年3月10日学長裁定）」記の5に基づき、本学と「教育及び研究への協力に関する協定」（以下「協定」という。）を締結している機関に協定締結後2年以上在籍する者は、前項の規定にかかわらず、医科学専攻教務学生委員会が適当と認めた場合は、学位を申請することができる。

(部門)

5. 基礎医学部門とは、医学研究科医科学専攻における次の各講座に属する教育研究分野とする。

生理学・細胞生物学講座

生化学・分子生物学講座

病理学講座

微生物感染症学講座

地域社会医学・健康科学講座

6. 臨床医学部門とは、医学研究科医科学専攻における次の各講座に属する教育研究分野とする。

内科学講座

内科系講座

外科学講座

外科系講座

(研究歴)

7. 研究歴については、細則第4条第2項第4号の規定に基づき、次のとおり取り扱う。

(1) 医学に関する研究科以外の研究科における研究が、広義での医学の研究に該当すると認められ

る場合は、その期間を研究歴として認める。

- (2) 研究期間中に身分的な空白がある場合で、その身分的な空白期間中に本専攻の担当教授の指導を受けた場合にあっては、研究従事について指導した教員による証明が得られた場合に限り、その期間を研究歴として認める。

- (3) 平成12年度以降における医員（研修医）の期間は、研究従事について指導教員による証明が得られた場合に限り、その期間を研究歴として認める。

なお、平成11年度以前の医員（研修医）の期間については、全ての期間を研究歴として取り扱う。

- (4) 本学医学部附属病院総合臨床教育センターが実施する臨床研修（3年目以降の研修を含む。）のうち、附属病院以外の協力型臨床研修病院における研修期間は、研究従事について総合臨床教育センター長及び指導した教員による証明が得られた場合に限り、その期間のうち50%を研究歴として認めることができる。

ただし、認める研究歴は3年を限度とする。

- (5) 本学医学部学士入学制度により編入学した者で、その在学期間中の当該研究成果に基づく論文により学位申請を行う者については、その在学期間を研究歴として認める。ただし、第2年次へ編入学した者には適用しない。

- (6) 本学大学院医学研究科医学研究員としての研究期間は研究歴として認めない。

- (7) 技術職員の期間は、その期間を指導した教員の研究従事についての証明が得られれば、研究歴として認める。

- (8) 研究科において前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間は、医科学専攻教務学生委員会において審議し、研究歴として取り扱うことができる。

8. この内規の実施上又は解釈上に疑義があるときは、医学研究科教授会の議を経て、研究科長がこれを決定する。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から実施する。
2. 「博士課程を経ない者の学位申請に関する申合せ」（平成20年4月1日医学研究科教授会制定）、
「医学研究科、医学部及び同附属教育研究施設に所属する技術職員が学位を申請する場合の取扱いに関する申合わせ」（平成16年4月1日医学系研究科教授会制定）及び「医学研究科、医学部及び同附属教育研究施設に所属する技術職員の学位申請に係る審査基準等に関する申合わせ」（平成14年2月12日医科学専攻会議制定）は廃止する。
3. 次のいずれかに該当する者から学位申請があった場合は、「博士課程を経ない者の学位申請に関する申合せ」（平成20年4月1日医学研究科教授会制定）の例によることができる。
 - ①平成30年3月31日までに学位申請を行った者
 - ②技術職員のうち、実施日までに「医学研究科、医学部及び同附属教育研究施設に所属する技術職員が学位を申請する場合の取扱いに関する申合せ（平成16年4月1日制定）」により研究開始が認定されている者
 - ③平成26年3月31日現在、医学研究科研究生として在籍している者

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

博士課程を経ない者の学位論文審査に関する申合せ

(平成25年10月9日 医学研究科教授会制定)

この申合せは、神戸大学学位規程医学研究科細則（平成20年3月31日制定）（以下「細則」という。）及び「博士課程を経ない者の学位申請の資格要件に関する取扱い内規（平成26年4月1日制定）」（以下「内規」という。）に規定する学位論文審査について定めるものとする。

(身分)

1. 内規第3項の他大学における研究とは、国内及び国外の大学の医学部における専任教員又は研究機関の研究者としての研究をいう。
2. 医科学専攻を担当する教授の下で研究を行っているバイオシグナル研究センター、都市安全研究センター及び保健管理センター所属の教員については、医科学専攻において身分を有する者として取り扱うものとする。

(学位論文)

3. 細則第5条第2号に規定する学位論文は、次のいずれかに該当する国際欧文雑誌に掲載若しくは受理された原著論文とし、かつ、学位申請者が筆頭著者であるものに限るものとする。
ただし、掲載後5年以内のものとする。
 - (1) Science Citation Index の定義する Impact Factor（以下「Impact Factor」という。）が4以上の国際欧文雑誌
 - (2) 1995年度以降に Impact Factor が4以上であった国際欧文雑誌
 - (3) 「医科学専攻における修業年限の特例に関する申合せ」（平成16年3月22日医科学専攻会議制定）の別表に掲げる国際欧文雑誌
4. 共著者のある学位論文の場合は、次の条件を満たしているものとする。
 - (1) 学位申請者が研究及び論文作成の主働者であること。
(例：学位申請者が筆頭著者であること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。)
 - (2) 論文の共著者から当該論文を学位申請者の学位論文とすることについての明白な了解を示す文書が添付されていること。
 - (3) 共著者の数は、3人以内であること。ただし、研究の内容・方法によってはこの限りではない。

(研究歴)

5. 内規第7項(2)の研究歴について、履歴書には、「神戸大学大学院医学研究科医科学専攻〇〇講座 〇〇教授指導の下に研究に従事」と記載するものとする。

(論文審査委員)

6. 「課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ II 論文審査委員」の規定に準ずるものとする。

(研究発表会)

7. 「課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ III 研究発表会」の規定に準ずるものとする。

(経過措置)

8. この申合せは、平成26年4月1日から適用とするが、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間を経過措置期間とする。
なお、学位申請者に対し、本申合せ又は「博士課程を経ない者の学位申請に関する申合せ（平成26年3月31日廃止）」のいずれを適用すべきかを判断する場合、その基準となる研究歴の算出期間は平成26年3月31日又は平成30年3月31日までの期間で算出する。

(参 考)

教員，医員

- ①平成26年3月31日までに研究歴を満たせる場合，旧基準で申請可。
- ②平成26年3月31日までに研究歴を満たせないが，平成30年3月31日までに研究歴を満たし、かつ学位申請を行った場合
 - 1) 学位論文の **Impact Factor** が4以上の場合，新・旧基準で申請可。
 - 2) 4未満であるが別表の国際欧文雑誌に掲載された場合は，新・旧基準で申請可。
 - 3) 上の2つでない場合は，旧基準で申請可。
- ③平成30年3月31日までに研究歴を満たせない場合，新基準で申請又は大学院入学を勧める。
(Ex.平成25年前後に教員，医員に採用された者)

技術職員

- ①平成26年3月31日までに研究開始が認定された場合は，旧基準で申請可。
- ②平成26年4月1日以降に採用された場合は，新基準で申請。

研究生

- ①平成26年3月31日現在，医学研究科研究生として在籍している者が，平成26年4月1日以降も在籍し，学位申請した場合は，旧基準で申請可。
- ②平成26年4月1日以降に研究生として入学した場合は，新基準で申請。
ただし，平成30年3月31日までに研究歴を満たし、かつ学位申請を行った場合は，旧基準で申請可。

	卒業大学	必要な研究歴		
			改正前	改正後
教員 医員 研究生	6年制	基礎系	5年	
		臨床系	6年	
	4年制	基礎系	7年	
		臨床系	8年	
技術職員	6年制	基礎系	6年	5年
		臨床系		6年
	4年制	基礎系	8年	7年
		臨床系		8年

博士課程を経ない者の学位申請に係る外国語試験に関する申合せ

平成16年 3月22日 医科学専攻会議制定
改正 平成25年10月 9日 医学研究科教授会
平成27年 4月 1日 医学研究科教授会

1. 神戸大学学位規程医学研究科細則（以下「細則」という。）第5条に規定する博士課程を経ない者が学位を申請しようとするときは、申請前に外国語試験（以下「語学試験」という。）を受験し、合格しなければならない。
2. 語学試験を受験することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 医学研究科医科学専攻，医学部医学科又は医学研究科附属教育研究施設に教員，医員，技術職員（専任に限る）又は研究生として身分を有する者
 - (2) 「論博方式」による学位申請予定者
 - (3) 論博方式に準じた事業等による学位申請予定者
 - (4) その他医学研究科教授会の議を経て，研究科長が認めた者
3. 語学試験は，年2回実施し，博士課程入学試験と同じ時期に同じ方法で行うこととする。
4. 語学試験を受験する者は，指定の期日までに所定の受験申請手続を行わなければならない。
5. 語学試験の科目は，英語とする。
6. 語学試験の試験委員は，博士課程入学試験の試験委員とする。
7. 合格については，医学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し，合格者には合格証明書を交付する。
8. 合格者は，合格後5年以内に学位申請を行うこととする。
ただし，学位申請を行わなかった場合は，失効するものとする。
9. 細則第12条に規定する審査委員が行うべき外国語の試問については，医学研究科教授会の議を経て，研究科長が語学試験委員に委託する。
10. この申合せに定めるもののほか，必要な事項については，医学研究科教授会で定める。

附 則

1. この申合せは，平成16年4月1日から実施する。
2. この申合せ実施の際，現に「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」に基づく語学試験の2ヶ国語に合格している者にあつては，なお従前の例による。
3. 昭和56年4月1日研究科委員会制定の「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」及び平成13年3月21日博士課程委員会制定の「学位申請（乙号）に係る外国語試験問題について」は廃止する。

附 則

1. この申合せは，平成23年11月9日から実施する。
2. この申合せ実施の際，現に「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」に基づく語学試験の2ヶ国語に合格している者にあつては，なお従前の例による。

附 則

1. この申合せは，平成26年4月1日から実施する。
2. 平成26年3月31日までに語学試験に合格した場合は，従前の例による。

附 則

この申合せは、平成２７年４月１日から実施する。

医学研究科における博士論文の公表に係る申合せ

(平成26年 5月14日 医学研究科教授会制定)

神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項(以下「取扱要項」という。)に規定する博士論文の公表について、医学研究科における取扱いを次のとおり定める。

1. 国際欧文雑誌の Online 版に掲載された又は掲載予定である博士論文の全文の公表は、取扱要項第3(3)に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとし、原則、非公表とする。
2. 国際欧文雑誌の Online 版に掲載されない博士論文については、学位申請者は博士論文の全文の公表、公表延期もしくは非公表のいずれかを申し出ることとする。ただし、公表延期あるいは非公表を申し出た場合は、取扱要項に定めるとおりとする。
3. 取扱要項第3の「要約」は、博士論文の内容の要旨をもって代えることができる。

附 則

この申合せは、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

医科学専攻における修業年限の特例に関する申合せ

(平成16年 3月22日 医科学専攻会議制定)

(平成27年 4月 1日 医学研究科教授会改正)

(平成29年 8月16日 医学研究科教授会改正)

神戸大学大学院医学研究科規則第29条ただし書き「在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。」(以下「修業年限の特例」という。)に関する取扱いを、次のとおり定める。

1. 修業年限の特例の適用を受けて課程を修了することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 指導教員から推薦された者
 - (2) 所定の単位を修得した者
 - (3) 学位論文(主論文)が一流の国際欧文雑誌に筆頭著者(共筆頭著者の場合は第一著者に限る。)として掲載又は掲載予定の者
2. 前項3号に定める「一流の国際欧文雑誌」は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) Science Citation Index の定義する Impact Factor (以下「Impact Factor」という。)が4以上の国際欧文雑誌
 - (2) 1995年度以降に Impact Factor が4以上であった国際欧文雑誌
 - (3) 別表に掲げる国際欧文雑誌
3. 修業年限の特例による課程修了の時期は、3月期修了者にあつては3月25日とし、9月期修了者にあつては9月25日とする。
4. 修業年限の特例を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、課程修了の時期を3月期とする場合は、当該年度の1月20日までに、課程修了の時期を9月期とする場合は、当該年度の7月20日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。なお、提出期限が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。
 - (1) 指導教員の推薦理由書
 - (2) 前1項3号に掲げる論文 5部
 - (3) 研究業績一覧
5. 申請者の資格審査は、医科学専攻教務学生委員会が行う。
6. 学位申請資格の有無の決定は、医学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成22年3月5日から適用する。

附 則

この申合せは、平成22年7月14日から適用する。

附 則

1. この申合せは、平成25年6月12日から適用する。
2. 改定後の申合せの別表は、平成25年6月12日以降に学位授与の申請を行う場合に適用する。

ただし、適用日前に論文を投稿しており、かつ平成26年3月31日までに学位授与の申請を行う場合に限り、従前の例によることができる。

附 則

1. この申合せは、平成26年4月1日から適用する。
2. 改定後の申合せの別表は、平成26年4月1日以降に学位授与の申請を行う場合に適用する。

ただし、適用日前に論文を投稿しており、かつ平成27年3月31日までに学位授与の申請を行う場合に限り、従前の例によることができる。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成29年8月16日から適用する。

(別表)

整理番号	雑 誌 名
1	AIDS Research and Human Retroviruses
2	American J of Roentgenology
3	American Journal of Nephrology
4	American Journal of Reproductive Immunology
5	Anesthesia & Analgesia
6	Annals of Thoracic Surgery
7	Archives of Physical Medicine and Rehabilitation
8	British Journal of Anaesthesia
9	British Journal of Urology International
10	Cancer Chemotherapy and Pharmacology
11	Cancer Science
12	Cardiovascular and Interventional Radiology
13	Developmental Dynamics
14	Diagnostic Microbiology and Infectious Diseases
15	European Journal of Radiology
16	European Radiology
17	Evidence-based Complementary and Alternative Medicine
18	Experimental Dermatology
19	Forensic Science International
20	Head & Neck Oncology
21	Head and Neck
22	International Journal of Legal Medicine
23	International Journal of Pharmaceutics
24	Investigational New Drugs
25	Investigative Ophthalmology Vision & Science
26	J Neurosurgery
27	J of Magnetic Resonance Imaging
28	Journal of Biomedical Informatics
29	Journal of Bone and Joint Surgery -American Volume
30	Journal of Clinical Gastroenterology
31	Journal of Clinical Virology
32	Journal of Comparative Neurology
33	Journal of Dermatological Science
34	Journal of Gastroenterology and Hepatology
35	Journal of Gastrointestinal Surgery
36	Journal of General Virology
37	Journal of Medical Virology
38	Journal of Neurology
39	Journal of Neurophysiology
40	Journal of Orthopaedic Research
41	Journal of Pediatric Surgery
42	Journal of Plastic, Reconstructive and Aesthetic Surgery
43	Journal of Reproductive Immunology
44	Journal of Surgical Oncology
45	Journal of Thoracic and Cardiovascular Surgery
46	Journal of Thoracic Oncology
47	Journal of Vascular and Interventional Radiology
48	Journal of Vascular Surgery
49	Lung Cancer
50	Neonatology
51	Nephrology Dialysis Transplantation
52	Neurosurgery
53	Pediatric Blood & Cancer
54	Pediatric Nephrology
55	Pediatric Research
56	Pediatric Surgery International
57	Plastic and Reconstructive Surgery
58	Radiation Oncology
59	Respiratory Research
60	Surgery
61	Urology
62	Vaccine
63	Virology
64	World Journal of Surgery